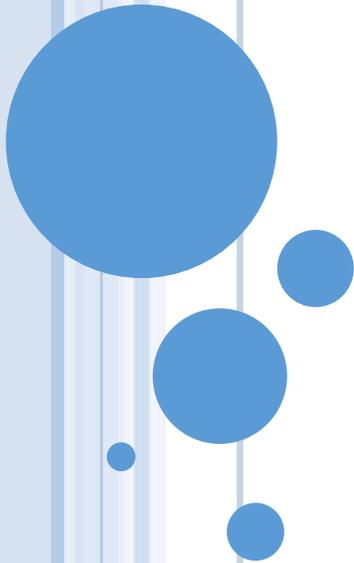


# 弥生保育所民営化説明会

弥富市健康福祉部児童課

# 1. 保育の現状と課題



## (1) 年齢別就学前児童数の推移

(単位:人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
0歳	319	309	322	319	277	275
1歳	331	310	299	312	316	268
2歳	341	320	310	298	309	310
3歳	341	337	307	309	298	310
4歳	338	337	333	311	307	288
5歳	352	335	331	331	313	308
合計	2,022	1,948	1,902	1,880	1,820	1,759
前年比	▲46	▲74	▲46	▲22	▲60	▲61

備考 児童数は、各年度4月1日現在



## (2) 公立保育所及び私立認定こども園(保育部)の入所状況

(単位:人)

学区等	公立			私立		
	施設名	定員	入所児童数	施設名	定員	入所児童数
白鳥学区	白鳥保育所	140	107(2)			
弥生学区	弥生保育所	200	143(2)			
	西部保育所	80	70(0)			
桜学区	南部保育所	160	114(6)			
日の出学区	桜保育所	160	100(3)	認定こども園ひのではばたきこども園	230	123
大藤学区	大藤保育所	60	35(0)	認定こども園 弥富はばたき幼稚園	70	67
栄南学区	栄南保育所	50	27(1)			
十四山地区	十四山保育所	120	77(2)			
合 計		970	673(16)		300	190

- ① 入所児童数は、令和7年4月1日現在。市外からの受託児童を含む。
- ② ( )内は、入所児童数のうち私的契約児童数
- ③ 弥富はばたき幼稚園及びひのではばたきこども園は、保育部のみの児童数

### (3) 公立保育所、私立認定こども園(保育部)の入所児童数の推移

(単位:人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
公立保育所	982	953	946	887	862	673
私立認定こども園	109	108	68	66	65	190
合計	1,091	1,061	1,014	953	927	863

備考 入所児童数は、各年度4月1日現在。市外からの受託児童を含む。

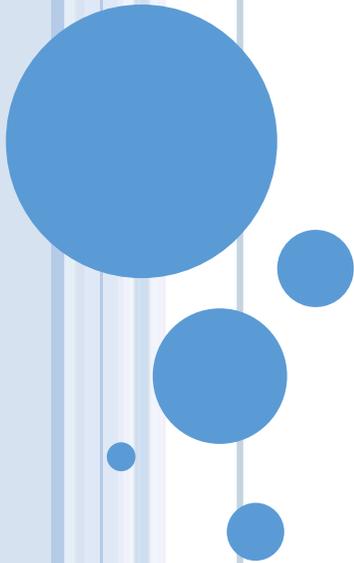


## (4) 公立保育所の建設年度

保育所名	延床面積(m <sup>2</sup> )	建設年度	経過年数
白鳥保育所	1,562	2014	10
弥生保育所	1,806	2010	14
西部保育所	733	1977	47
南部保育所	1,445	1979	45
桜保育所	1,297	1986	38
大藤保育所	1,137	1978	46
栄南保育所	907	1976	48
十四山保育所	1,789	1986	38



## 2. 保育所の民営化の手法



民営化の手法には、「移管」と「委託」がありますが、特長は次のとおりです。

### ●移管

公立保育所を廃止し、民間の保育所を新設するものです。

(民設民営)

設置主体、運営主体ともに市から法人に変更となります。

土地は貸与、建物は譲渡するケースが多くなっています。

### ●委託

公立保育所のまま、運営のみ委託するものです。(公設民営)

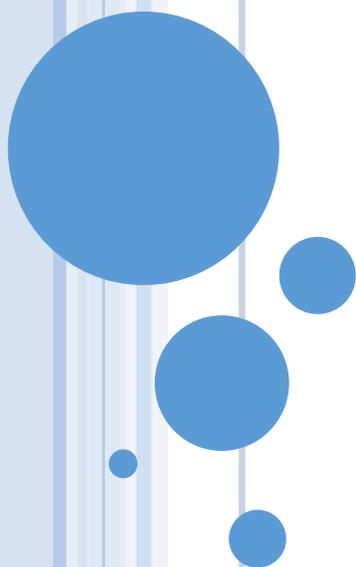
運営主体のみ市から受託者(指定管理者含む。)に変更となります。

土地・建物とも市所有のままとなります。



方式	直営(公設公営)	委託(公設民営)	移管(民設民営)
保育所	公立(市立)保育所		民間(私立保育所)
設置主体	弥富市		社会福祉法人 (学校法人、NPO、株式会社)
運営主体	弥富市	受託者 (指定管理者)	法人
施設(土地)	市所有		市所有(貸与)
施設(建物)	市所有		譲渡
職員	市職員(公務員)	法人職員	
運営費	一般財源	一般財源(委託料)	保育所運営費(公費負担)

### 3. 民営化に対する基本的な方針



## (1) 実施方針

- ① 公立保育所の民営化を進めるに当たっては、保護者、市民、議会等へ情報提供や協議を行い、説明責任を果たすとともに、不安や懸念の払拭に努め、円滑に移行できるよう十分配慮します。
- ② 公立保育所の民営化は、単に運営費の削減のみを目的とするのではなく、公立保育所と私立保育所それぞれの役割を十分に発揮し、結果として本市全体の保育水準を高め、保育環境の向上に寄与することを目的とします。



- ③ 現在の公立の8保育所のうち、公立保育所の地域における子育て支援の拠点としての機能と役割を考慮しながら、原則として各小学校区等に一つの公立保育所を配置できるように配慮します。
- ④ 民営化後の移管先の施設整備に係る修繕などの負担を軽減するため、経過年数が少ない保育所を対象とします。
- ⑤ 民営化後の保育所は、認定こども園への移行を前提として、移管先を選定します。



## (2) 民営化の手法について

民営化の手法には、「移管」と「委託」がありますが、次の理由により、本市の民営化の手法は、「移管」により行い、民設民営へ移行するものとします。

- ① 「移管」では、公立保育所には対象とならない国・県の負担金の交付対象となりますので、運営費にかかる財源が確保しやすくなります。

また、施設の増改築や大規模修繕についても、国の補助制度が活用できます。

- ② 「委託」では、多様化する保育ニーズに対応するための保育内容等の変更等でも、運営主体の受託者は市との協議が必要となるなど、民間の特色であるノウハウを活かした迅速かつ柔軟な対応が発揮しにくくなります。

また、施設の増改築や大規模修繕は、全額市負担となります。



### **(3) 移管先の選定について**

移管先は、保育運営に実績のある社会福祉法人又は学校法人を対象に公募し、プロポーザル（企画提案）方式とします。

### **(4) 民営化する保育所の土地・建物等**

土地は有償貸与、建物及び備品類は無償譲渡を原則とします。

### **(5) 移管先に求める保育内容等**

民営化後の保育内容については、職員配置や設備面等に係る国の基準を遵守し、国が定める保育指針に基づいて保育を行うことを原則とし、移管前に行っていた保育内容は最低限実施するとともに、市民の保育ニーズの把握に努め、それに応えるべく保育サービスの向上を図ります。



## (6) 移管先への引継ぎ

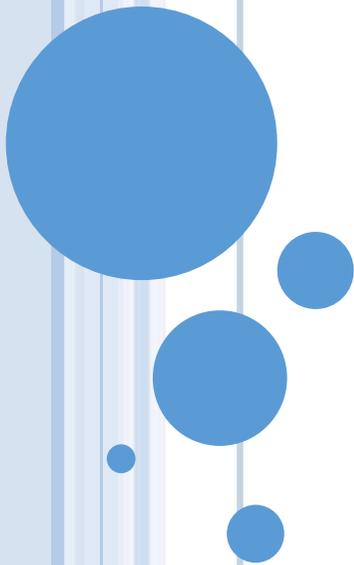
移管に当たっては、入所児童に配慮し、環境の変化を穏やかにするために、約1年間の引継期間を設けて、保育移管先の保育士と公立保育所の保育士による引継保育を実施します。

## (7) 民営化後の市の役割

市は、公立保育所の民営化後も職員が訪問し、移管条件が守られているかどうか等保育所の状況を確認するとともに、施設長等から保育の実施状況等を聴き、必要に応じて指導や助言を行う等、移管後のフォローにも十分配慮します。



## 4. 各保育所の民営化等の方針



## (1) 民営化等方針

保育所名	方針	実施内容
白鳥保育所	公設公営	公立保育所として継続
弥生保育所	民営化	民間の事業者を公募し、民間法人に移管し民営化する。(認定こども園へ移行)
西部保育所	公設公営	公立保育所として継続
南部保育所	公設公営	公立保育所として継続
ひので保育所	民営化	令和7年度から認定こども園ひのではばたきこども園として運営開始
桜保育所	公設公営	公立保育所として継続
大藤保育所	公設公営	公立保育所として継続
栄南保育所	公設公営	公立保育所として継続
十四山保育所	公設公営	公立保育所として継続

# 保育所・認定こども園の概要

## ○保育所

保護者が労働又は疾病などのため、保育が十分できない家庭の乳幼児を預かり保育する施設

## ○認定こども園(幼保連携型認定こども園)

就学前の幼児教育・保育機能及び地域における子育て支援機能を併せ持つ施設

教育・保育を一体的に行う施設で、これまで別々の規定で行っていた保育所と幼稚園の基準を併せ持ち、これからの新しい保育ニーズに対応することを目的とした施設。これにより保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

## ○海部地区の状況

(単位:箇所)

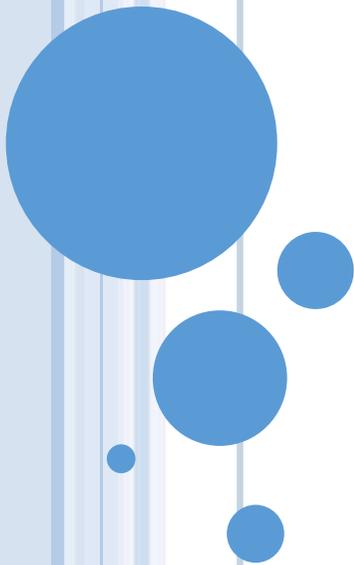
自治体名	公立		私立	
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園
津島市	1	1	1	10
愛西市	2	0	4	7
弥富市	8	0	0	2
あま市	9	0	0	5
大治町	0	0	3	2
蟹江町	6	0	2	2
飛島村	1	0	0	1

## (2) 弥生保育所の民営化実施のスケジュール

実施時期	内 容
令和7年度	保護者等への説明 移管法人候補者の公募 選定委員会の設置 移管法人候補者の決定 関連議案議決
令和8年度	移管法人等関係機関との調整(随時)
令和9年度	財産処分の手続(土地・建物・備品類) 引継保育の実施
令和10年度	民営化実施



## 5. 民営化に関するQ&A



## Q. 民営化するメリットは何ですか？

A. 法人個々の理念に基づいた保育サービスの展開が期待され、特色のある保育内容が可能となります。

また、保護者の多様なニーズに対し、迅速で柔軟な対応が可能となり、新たな特別保育等のサービスの導入が可能となります。



Q. 民営化され、認定こども園になった場合、  
保育料は変わりますか？

A. 民営化され、認定こども園になった場合で  
も、保育料は変わりません。

引き続き3歳以上児は無償化の対象となり、  
0～2歳児は市の条例で定めた保育料となり  
ます。



Q. 民営化され、認定こども園になった場合、  
保育時間は変わりますか？

A. 民営化され、認定こども園になった場合でも、2号、3号の保育給付認定児の保育時間は変わりません。

延長保育の時間につきましても、現状の延長保育時間を確保することを法人募集の際の条件としますので、現状より短くなることはありません。



Q. 民営化により、保育士の人数が減るのではないですか？

A. 国・県が定めた児童福祉施設最低基準により、子どもの人数に応じて必要な保育士数が定められています。

【児童福祉施設職員配置基準】

乳幼児の年齢	保育士の配置基準
0歳児	おおむね児童 3人につき、保育士 1人以上
1・2歳児	おおむね児童 6人につき、保育士 1人以上
3歳児	おおむね児童 15人につき、保育士 1人以上
4歳児以上	おおむね児童 25人につき、保育士 1人以上



**Q. 民営化した場合、保育士が全員変わって子ども達に影響があるのではないですか？**

**A. 民営化に当たっては、市と移管法人で1年間を目安に引継保育を実施します。**

**移管する前年度の4月に、移管法人からも保育士が派遣され、保育を行います。**

**原則として、移管後の4月には、引継保育期間中に派遣され、園の様子や子ども達の状況を把握している保育士が、各クラスの担任となります。**



説明は、以上です。  
ありがとうございました。

